

各位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

施工管理者等のための足場点検実務者研修

ご案内

足場からの墜落防止措置等に関して労働安全衛生規則が改正され、平成21年6月1日から施工されています。改正の主旨は、墜落災害を防止するための対策の充実、足場の安全を確保することにあります。

この改正において、足場について作業開始前の点検・組立、変更、悪天候等後における点検が義務付けられており、点検実施者等については、労働安全衛生法第19条の2に基づく「足場作業主任者能力向上教育」修了者のほか特に作業開始前の点検については、現場の実態から施工管理者等で十分な知識、経験を有する者を指名して行わせなければならないこととなっております。

当支部におきましては、施工管理者等に対して、同規則の改正の主要部分である足場の点検、記録等を十分実施できる能力を付与するため、当研修を開催することにしております。

この機会に、是非該当者を積極的に受講いただきますようご案内申し上げます。

1. 講習日時

日 程	講 習 会 場
令和2年9月16日(水) 13:00~17:00	滋賀県建設会館 大津市におの浜一丁目1-18

2. 受講対象者

- (1) 建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある方。
- (2) 店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している方。

3. 受講料(テキスト代含)

会 員	非 会 員
7,050円	7,550円

4. 申 込 方 法

- (1) 講習初日の10日前までに所定の受講申込書に所要の事項を記入し、受講料及び最近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真(上半身無帽)〔3.0cm×2.5cm〕1枚(スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタルカメラ写真等も不可)を貼付し、本人確認書類写し(免許証等、現住所確認できるものの写し)を添えてお申し込み下さい。

申込書への記入は、必ずボールペンをご使用下さい。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないで下さい。記入に訂正がある場合は、必ず訂正箇所に二重線を引き、(申請者事項は申請者印、事業主証明事項は事業主印を)押印して下さい。

- (2) 受講料は、講習日の10日前までに以下の口座にお振込みいただくか、事務局窓口にてお支払いください。

振込口座 滋賀銀行本店 普通預金 755278
名 義 建設業労働災害防止協会滋賀県支部 宛

- (3) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、返還いたしませんので予めご了承下さい。
(4) 申込受付は、受講開始10日前（営業日）もしくは、定員40名になり次第締め切ります。

5.申込方法

下記の 郵送・窓口 いずれかの方法でお申込み下さい。

郵 送

〔共 通〕申込書に本人確認書類を添えて建災防滋賀県支部（6.お問い合わせ先）まで郵送。

窓 口

〔会 員〕滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部（6.お問い合わせ先）窓口まで

〔非会員〕建災防滋賀県支部（6.お問い合わせ先）窓口まで

申込書は滋賀県建設業協会のHPよりダウンロードできます

〔 <http://www.yumeken.or.jp/> 〕 → トップページ下の **建災防** → **講習会・セミナー** をクリック

6.お問合せ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局

〒520-0801

大津市におの浜一丁目1番18号夢けんプラザ「滋賀県建設会館」1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

〔参 考〕

■CPDS・CPD 認定教育

当教育はCPDS（全国土木施工管理技士会連合会）・CPD（日本建築士会連合会及び建設業振興基金）の認定教育です。受講証明書の発行を希望される方は申込書にご記入下さい。

■受講の取り消し又は欠席について

受講の取り消し又は欠席による受講料は、原則返却いたしません。

遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1)原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2)講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (3)公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたしません。
- (4)受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。